

付着藻類・底生動物同定業務仕様書

1. 業務内容

大阪府内の河川流路内の石から採取した付着藻類採取物サンプルおよび底生動物（水生昆虫類、貝類、甲殻類、ヒル類、ミミズ類等を含む底生動物。藻類、植物、プランクトンは含まない）採取物サンプルの同定業務。

2. 契約期間

契約締結の日～令和3年3月31日

3. サンプル数と引き渡し回数

付着藻類

令和2年8月ならびに令和3年1月に採取する計30本。サンプルの引き渡しは原則として2回に分けて行う。サンプル引き渡しの予定は、契約締結後すぐ（10月中下旬、15本）、1月調査終了後（1月中旬、15本）としているが、実際の引き渡し日あるいは引き渡し本数については、サンプリングおよび同定作業の進捗状況に応じて別途協議調整する。なお、分析を終えたサンプルは返却すること。

底生動物

令和2年8月ならびに令和3年1月に採取する計50本（サーバーネットでの採取サンプル数：30、Dフレームネットでの採取サンプル数：20）。サンプルの引き渡しは原則として2回に分けて行う。サンプル引き渡しの予定は、契約締結後すぐ（10月中下旬、25本）、1月調査終了後（1月中旬、25本）としているが、実際の引き渡し日あるいは引き渡し本数については、サンプリングおよび同定作業の進捗状況に応じて別途協議調整する。なお、分析を終えたサンプルは返却すること。

4. サンプル1本当たりの内容物

付着藻類

河川流路内で採取した石から採取した付着藻類。5×5cm（0.25m²）のコドラート1個分（コドラート4個分を1/4したもの）が含まれる。サンプルは10%ホルマリンで固定したもの。

底生動物

河川の瀬でサーバーネット（25cm×25cm、目合0.495mm）、河川の淵や、その他環境（たまり、植生ありの地点等）でD型フレームネット（目合0.495mm）を用いて0.5m²の範囲の1回分の採取物をサンプル瓶（1L）に入れ、10%ホルマリンで固定したもの。

5. 分析方法

付着藻類

同定および計数方法は、平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[ダム湖版]（参考資料編）「2.付着藻類の調査方法」中の「2.4 室内分析」<<http://mizukoku.nilim.go.jp/kns>>

kankyo/mizukokudam/system/download/H28D_Chousamanual_dam/H28D_12sankou.pdf>に基づいて実施すること。また、同定に関しては生物分類技能検定（水圏生物部門）の2級以上を有する者が実施すること。なお、種までの同定が困難であるものが出現した場合には、別途協議の上、属レベルの同定でも可とする。また、各検体における優占種（計数で優占する種）3種の写真撮影を行う。※同一地点において、検体毎の優占種に重複があった場合、当該地点における当該種の写真撮影はまとめて1つでよい。

底生動物

ソーティングおよび同定は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課作成の平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]（底生動物調査編）「5.室内分析」<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/mizukokuweb/system/Download/H28K_manual_river/H28K_02.teisei.pdf>に基づいて実施すること。また、同定に関しては生物分類技能検定（水圏生物部門）の2級以上を有する者が実施すること。また、計測については、各出現種についてすべての個体数を計数し、1mg単位で湿重量を計測すること。なお、種までの同定が困難であるものが出現した場合には、別途協議の上、属レベルの同定でも可とする。また、各検体における優占種（計数で優占する種）3種の写真撮影を行う。※同一地点において、検体毎の優占種に重複があった場合、当該地点における当該種の写真撮影はまとめて1つでよい。

6. 成果品

付着藻類

サンプル1本毎における付着藻類の出現種、各種毎の単位面積当たりの細胞数の結果の種リストの印刷物（A3用紙に印刷）2部とCD-Rに格納した電子データ（印刷物のPDF並びに、一覧のエクセルデータ、優占種の写真）2部とする。

底生動物

サンプル1本毎における底生動物の出現種（水生昆虫類については生活型を記載のこと）、各種毎の個体数および湿重量の結果の種リストの印刷物（A3用紙に印刷）2部とCD-Rに格納した電子データ（印刷物のPDF並びに、一覧のエクセルデータ、優占種の写真）2部とする。

7. 成果品の納期

サンプルの引き渡し後1か月以内に提出するものとする。

8. サンプルの引き渡しと返却ならびに成果品の納品方法

宅配便等による配送を原則とするが、生物多様性センターにて直接の引き渡し・返却・納品も可とする。なお、これにかかる費用は委託費に含むものとする。

9. 守秘義務

本業務の遂行により知り得た情報は、他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。